

佐久広域連合告示第4号

令和7年佐久広域連合議会第3回定例会を次のとおり招集する。

令和7年10月3日

佐久広域連合

広域連合長 柳 田 清 二

1 期 日 令和7年10月21日(火) 午後1時30分

2 場 所 佐久市生涯学習センター1階 大会議室

○応招・不応招議員

応招議員（22名）

1番	山浦利夫	2番	土屋利江
3番	丸山正昭	4番	清水秀三郎
5番	大塚雄一	6番	加藤夕紀子
7番	四登夏希	8番	鷹野裕司
9番	内藤祐子	10番	篠原哲雄
11番	由井秀樹	12番	吉澤均
13番	依田千行	14番	井出敏幸
15番	須田芳明	16番	高見澤利博
17番	川島さゆり	18番	佐藤幹夫
19番	内堀喜代志	20番	池田るみ
21番	今井英昭	22番	村松浩喜

不応招議員（なし）

令和7年佐久広域連合議会第3回定例会

令和7年10月21日（火曜日）

議事日程（第4号）

開会宣告

仮議席の指定

諸般の報告

新議員紹介

第 1 議席の指定

第 2 会議録署名議員指名

第 3 会期決定

第 4 常任委員会委員の選任

第 5 議案上程、連合長招集あいさつ、議案総括説明

議案第16号 令和6年度佐久広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

議案第17号 令和6年度佐久広域消防特別会計歳入歳出決算認定について

議案第18号 令和6年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について

議案第19号 令和6年度佐久広域救護施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第20号 令和7年度佐久広域連合一般会計補正予算（第1号）について

議案第21号 令和7年度佐久広域消防特別会計補正予算（第2号）について

議案第22号 令和7年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）について

議案第23号 令和7年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第1号）について

議案第24号 佐久広域連合監査委員の選任について

第 6 一般質問

第 7 議案質疑・討論・採決

第 8 議案委員会付託

（休憩）

第 9 付託議案の委員長報告、質疑・討論・採決

第10 閉会中の継続審査調査の件について

第11 閉会宣告

出席議員（22名）

1番	山浦利夫	2番	土屋利江
3番	丸山正昭	4番	清水秀三郎
5番	大塚雄一	6番	加藤夕紀子
7番	四登夏希	8番	鷹野裕司
9番	内藤祐子	10番	篠原哲雄
11番	由井秀樹	12番	吉澤均
13番	依田千行	14番	井出敏幸
15番	須田芳明	16番	高見澤利博
17番	川島さゆり	18番	佐藤幹夫
19番	内堀喜代志	20番	池田るみ
21番	今井英昭	22番	村松浩喜

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

広域連合長 (佐久市長)	柳田清二	代表 副広域連合長 (小諸市長)	小泉俊博
代表 副広域連合長代理 (南相木副村長)	柳沢猛	代表 副広域連合長 (御代田町長)	小園拓志
副広域連合長 (小海町長)	黒澤弘	副広域連合長 (川上村長)	由井明彦
副広域連合長 (南牧村長)	有坂良人	副広域連合長 (北相木村長)	井出利秋
副広域連合長 (佐久穂町長)	佐々木勝	副広域連合長 (軽井沢町長)	土屋三千夫
副広域連合長 (立科町長)	両角正芳	監査委員	篠原忠雄
会計管理者	檜山和義	事務局長	武者泰雄
消防長	土屋勉	消防次長・ 警防課長	山本博樹
総務課長	高野晃仁	予防課長	堤光雄
救急課長	篠原清武	通信指令課長	堀田正志
事務局次長・ 福祉課長	黒岩孝幸	成年後見支援センター・ 障害者相談支援センター所長	井出泰章
豊昇園所長・ 塩名田苑所長	中澤正		

議会事務局

書記長 (事務局次長・庶務課長)	木次洋史	記録 (庶務係長)	岡田茂樹
---------------------	------	--------------	------

◎開会宣告

(午後 1時31分)

○議長(清水秀三郎) それでは、令和7年佐久広域連合議会第3回定例会を開会いたします。

なお、議場でのスマートフォンの使用は控えください。

現在までの出席議員は22名であります。

定足数を超えておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

次に、例月出納検査結果の報告書が提出され、お手元に配付いたしておりますので、ご覧願います。

本会議傍聴のため、申込みがあった際にはこれを許可してあります。

また、報道機関及び広報取材のため、申込みがあった際には、これを許可してありますので、ご承知願います。

◎仮議席の指定

○議長(清水秀三郎) 議事進行上、仮議席を指定いたします。

新たに選出されました連合議会議員の仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

◎諸般の報告

○議長(清水秀三郎) 諸般の報告を行います。

お諮りいたします。

本件につきましては、印刷してお手元に配付いたしておりますので、ご覧願うことにして、朗読は省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(清水秀三郎) ご異議なしと認めます。

よって、朗読は省略いたします。

◎新議員紹介

○議長(清水秀三郎) 新議員の紹介をいたします。

新議員は、御代田町議会議員、内堀喜代志議員、御代田町議会副議長、池田るみ議員の2名であります。

ここで、新たに連合議員となられた、御代田町議会副議長、池田るみ議員より、ご挨拶をお願いいたします。

池田議員、登壇願います。

〔20番 池田るみ登壇〕

○20番（池田るみ） 御代田町議会選出の池田るみです。9月に改選がありまして、現在副議長を務めさせていただいております。

佐久広域連合議会、初めてとなりますので、しっかりと勉強させていただき、務めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

〔20番 池田るみ降壇〕

○議長（清水秀三郎） なお、内堀議員におかれましては、再任のため、議会先例により挨拶は省略いたします。

◎日程第1 議席の指定

○議長（清水秀三郎） 日程第1、議席の指定を行います。

議会会議規則第4条の規定により、議長において指定をします。

19番、内堀喜代志議員。20番、池田るみ議員。

以上のとおり指定いたします。

◎日程第2 会議録署名議員指名

○議長（清水秀三郎） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議会会議規則第88条の規定により、19番、内堀喜代志議員、22番、村松浩喜議員の2名を指名いたします。

◎日程第3 会期決定

○議長（清水秀三郎） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、9月25日に議会運営委員会が開かれ、ご協議願っておりますので、その結果を委員長から、ご報告願います。

議会運営委員会、大塚委員長。

〔議会運営委員会委員長 大塚雄一登壇〕

○議会運営委員会委員長（大塚雄一） 議会運営委員長の大塚雄一です。

議会運営委員会の報告をいたします。

去る9月25日、佐久広域連合議会第3回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会に提出されます議案は、連合長から決算認定4件、予算案4件、人事案1件の計9件であります。

一般質問の通告者は、内藤祐子議員、四登夏希議員の2名であります。

また、議事日程は、お手元に配付しましたとおりであります。

会期につきましては、本日一日といたしますので、よろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議結果につきまして、ご報告いたしました。

〔議会運営委員会委員長 大塚雄一降壇〕

○議長（清水秀三郎） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会委員長報告どおり、本日一日間としたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水秀三郎） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決定いたしました。

◎日程第4 常任委員会委員の選任

○議長（清水秀三郎） 日程第4、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

欠員となっております、常任委員会委員の選任につきましては、佐久広域連合議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水秀三郎） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

経済建設保健衛生委員会委員に内堀喜代志議員、社会文教委員会委員に池田るみ議員、以上のとおり、それぞれ指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水秀三郎） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎日程第5 議案の上程、連合長招集あいさつ、議案総括説明

○議長（清水秀三郎） 日程第5、議案の上程をいたします。

連合長から、決算認定4件、予算案4件、人事案1件の計9件が提出されております。

議案第16号から議案第24号までを一括上程いたします。

議案の件名につきましては、お手元に配付いたしました議事日程に記載してあるとおりであります。

次に、広域連合長から招集挨拶並びに議案の総括説明を求めます。

柳田連合長。

[広域連合長 柳田清二登壇]

○広域連合長（柳田清二） 招集のご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和7年佐久広域連合議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともにご多用のところご参集を賜り、議会を開会できましたことを厚く御礼を申し上げます。

さて、佐久地域におきましては、今年の夏も猛暑に見舞われましたが、10月に入り、ようやく過ごしやすい季節となり、コメなど農作物の収穫時期を迎えております。

本年10月10日、農林水産省におきましては、今年から新たに導入をいたしました、10アール当たりのコメ収穫の指標「作況単収指数」について、気温が高く天候に恵まれたため作柄も良好であったことから、全国は102、佐久地域を含む長野県東信地区は103と見込み、コメの収穫量は昨年と比べ、約1割伸びる見通しとの発表がございました。

米価は昨年以降、高値で推移をしておりますが、できるだけ早く生産者や消費者、双方にとって安定的な価格帯となるよう願います。

また、日本時間の本年8月2日午前0時43分、川上村出身の油井亀美也宇宙飛行士が搭乗したアメリカの宇宙船「クルードラゴン」がケネディ宇宙センターから打ち上げられ、同日夕方、国際宇宙ステーションにドッキングされました。

油井宇宙飛行士としては、10年ぶり2回目のISSにおける長期滞在となり、現在、将来の宇宙進出時代を見据えた様々な実証実験に取り組んでいるとのことで着実に成果を上げられ、ミッションの成功と無事に帰還することを願っているところであります。

それでは、議案の総括説明を申し上げます前に、佐久広域連合が取り組んでおります施策について、7点申し上げます。

1点目といたしまして、ただいま申し上げました、油井宇宙飛行士に関する「宇宙を旅するレタス」について申し上げます。

先月9月26日、長野県酒造組合佐久支部では、「宇宙を旅した酒米で醸す日本酒プロジェクト」について記者会見を行い、私も同席をいたしました。

この宇宙を旅する酒米に合わせて、川上村の特産であるレタスの種について、油井宇宙飛行士がISSに長期滞在中、ISS日本実験棟「きぼう」に保管をさせ、令和8年以降、地球に帰還した種を川上村で栽培を行い、収穫後、佐久地域の小・中学校給食において、「宇宙を旅したレタス」として、子どもたちに食べてもらう計画が発表されました。

本プロジェクトは、次の時代を担う佐久地域の子どもたちにおいて、油井宇宙飛行士が子どもの頃に抱いていた夢を感じ、ISSで取り組まれているミッションから宇宙への憧れを語り合い、ミッションの成果を引継ぎ、第二の宇宙飛行士の誕生を願う企画であることから、佐久広域連合におきましても、その趣旨に賛同し、協力を行ってまいります。

2点目といたしまして、同じく油井宇宙飛行士に関する「リアルタイム交信イベント」について申し上げます。

来月11月17日午後6時30分、川上村では姉妹村の沖縄県恩納村と連携を行い、油井宇宙飛行士の出身地である川上村とISSを結び、油井宇宙飛行士とのリアルタイムによる交信イベントを実施いたします。

当日は、川上村中学校とISSを結び、油井宇宙飛行士と交信する経験を通じて、子どもたちがそれぞれの夢に向かって未来を切り拓いていこうとする精神を培い、幅広い交流を通して、その楽しさを感じ、視野を広げられる大変有意義なイベントになると考え、佐久広域連合におきましても参加者募集等を行い、川上村を応援してまいります。

3点目といたしまして、FMラジオ番組「あの頃青春グラフィティ」を活用した、佐久地域のPR事業について申し上げます。

本年9月27日、開業一周年を迎えました、佐久穂町「道の駅八千穂高原」におきまして、副広域連合長でございます、佐々木町長をはじめとする多くの皆様方にご出演をいただきまして、FMラジオ番組「あの頃青春グラフィティ」の公開生放送を行いました。

全国のコミュニティFMラジオ120局余を通して、会場来訪者とリスナーに対して、佐久穂町並びに佐久地域の認知度向上、来訪者の増加、地域内周遊、移住・定住への行動変容を促す契機といたしました。

佐久広域連合では、今後におきましても組織市町村と連携を行い、FMラジオ番組の公開生放送を継続して実施し、組織市町村並びに佐久地域の魅力を全国に発信してまいります。

4点目といたしまして、「旧食肉流通センター跡地」について申し上げます。

佐久広域連合が賃貸をする、佐久市長土呂地籍の旧食肉流通センター跡地につきましては、賃借人の地位を、株式会社ニチレイフレッシュから長野県農協直販株式会社に譲渡することについて、本年7月31日付で3者の間において契約を締結いたしました。

現在、長野県農協直販におきまして、枝肉などのカット処理を担い、県産食肉の流通拠点とする施設改修工事を行い、来月11月14日午前10時から開所式が挙行されることと伺っております。

今後におきましては、県民の食卓や観光客向けの食肉の流通において、大きく寄与する施設として期待をしているところであります。

5点目といたしまして、「マイナ救急実証事業」について申し上げます。

本事業は、全国一斉に、この10月1日から開始されたものでありまして、総務省消防庁では、救急業務の円滑化を図るため、救急隊員の傷病者のマイナ保険証を活用して、病院選定等に必要な情報を把握する取組を推進しております。

現在、全国720消防本部、5,334隊の救急隊において展開をしており、佐久広域連合消防本部においても16隊、全ての救急隊が参加し、傷病者に適した医療機関の選定など効果的な運用

に取り組んでおります。

来月11月17日には、佐久地域11市町村長と小諸北佐久医師会会長並びに佐久医師会会長の皆様にご臨席を賜り、実際にマイナ救急を体験する機会を設けるなど、地域住民の皆様にはマイナンバーカードの取得や保険証登録、その携行につながるよう積極的に普及啓発を図ってまいります。

6点目といたしまして、「小学生消防宿泊体験」について申し上げます。

本年8月2日、そして3日の2日間におきまして、佐久消防署にて実施をいたしました。佐久圏域内の小学校5・6年生18名が参加をいたしました。放水訓練、救助訓練などの体験を通じて、「命の大切さ」を学び、「助け合いの心」を育むことができました。

体験を通じて、子どもたちが自らの成長を実感するとともに、その学びが家庭や学校、さらには地域へと広がり、防火及び防災意識の一層の向上につながるものと考えております。

今後におきましても、宿泊体験をはじめとした取組を通じて、次代を担う子どもたちの育成と、佐久圏域における安心・安全の確保に努めてまいります。

7点目といたしまして、「消防ふれあいフェスティバル」について申し上げます。

本年9月28日に川西消防署にて開催をし、開会式においては本年8月1日、水田の畦道から転落して、用水路で身動きが取れずにいた89歳男性を発見し、走行中の車を止めて助けを求めた小諸市の小学6年生の男子児童に対して、その勇気ある行動に感謝の意を表し、消防長から消防協力者感謝状を贈呈いたしました。

フェスティバルには751名の皆様にご来場いただき、当日は消防庁舎を開放し、放水や煙体験など各種体験のほか火災対応、救助訓練等を披露して、防火及び防災思想の普及啓発と消防活動のPRを行ったところでございます。

今後におきましても、地域住民の皆様とのつながりを大切にし、安心・安全なまちづくりを推進するとともに、身近で頼れる消防署を目指してまいります。

以上、佐久広域連合が取り組んでおります施策について申し述べました。

それでは、本日、定例会に提案いたしました議案は、決算認定4件、予算案4件、人事案1件の合わせて9件です。

初めに、決算認定について、申し上げます。

これは、令和6年度佐久広域連合一般会計予算及び3つの特別会計の決算につきまして、それぞれ監査委員の意見を付して報告し、議会の認定をお願いするものであります。

続いて、予算案について、ご説明申し上げます。

議案第20号「令和7年度佐久広域連合一般会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出それぞれ8万4,000円を追加し、総額を7億5,858万4,000円にしようとするものであります。

議案第21号「令和7年度佐久広域消防特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出それぞれ13万7,000円を追加し、総額を28億3,763万7,000円にしようとするものです。

議案第22号「令和7年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出それぞれ2万9,000円を追加し、総額を5億5,402万9,000円としようとするものです。

議案第23号「令和7年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出それぞれ1万7,000円を追加し、総額を2億4,751万7,000円としようとするものです。

最後に、人事案について、ご説明申し上げます。

これは、佐久広域連合議会議員から選任されておりました、監査委員、荻原謙一氏が本年9月20日をもって議員任期満了となるため、新たに内堀喜代志氏を選任することについて、議会の同意をお願いするものです。

以上、議案の概要について申し上げます。

詳細につきましては、事務局長、消防長より説明をいたしますので、よろしくご審議をお願い申し上げます、総括説明とさせていただきます。

[広域連合長 柳田清二降壇]

◎議案第16号の説明

○議長（清水秀三郎） 次に、議案第16号の説明を求めます。

武者事務局長。

[事務局長 武者泰雄登壇]

○事務局長（武者泰雄） 議案第16号のご説明を申し上げる前に、佐久広域連合の「令和6年度における一般会計及び3特別会計の総額」につきまして、ご説明申し上げます。

お手元に配付してございます議案綴「令和6年度一般会計・特別会計歳入歳出決算説明書」をお願いいたします。

令和6年度決算説明書1ページ、1.総括、中段の表をご覧いただきたいと存じます。

佐久広域連合の一般会計及び3特別会計の決算総額は39億9,366万3,000円に対しまして、歳入決算額は39億7,899万8,102円、歳出決算額は39億3,336万5,211円、歳入歳出差引額4,563万2,891円で行われました。

また、翌年度へ繰越すべき財源は3,886万3,000円で、令和7年度に繰越した消防ポンプ自動車購入に係る財源実質収支は676万9,891円で、こちらが令和7年度予算に実質的に繰越す金額でございます。

それでは、議案第16号「令和6年度佐久広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」、ご説明申し上げます。

同じく、決算説明書2ページに一般会計、上段の表をご覧いただきたいと存じます。

一般会計の予算現額7億3,363万6,000円に対しまして、歳入決算額は

7億3,363万8,379円、歳出決算額は7億3,305万3,495円で執行率は99.92%でございました。この結果、歳入歳出差引額58万4,884円をもって決算いたしました。

次に、3ページをお願いいたします。

主な歳入につきましては、1款、分担金及び負担金は、市町村からの分担金でございます。

2款、使用料及び手数料は、火葬場使用料及び霊柩車使用料でございます。

3款、財産収入は、土地建物貸付収入及び公有財産売却収入でございます。

7款、県支出金は、長野県地域発元気づくり支援金でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

主な歳出につきまして、申し上げます。

1款、議会費は、定例議会の議会運営委員会の開催に係る経費などでございます。

2款、総務費は、一般管理費として事務所使用料、企画費として広報印刷製本費、FMラジオ番組を活用した佐久地域PR事業委託料、佐久地域魅力発信事業委託料、「上手な医療のかかり方」普及啓発業務委託料などでございます。

3款、民生費は、介護認定審査会費、障害支援区分認定審査会費、成年後見支援センター運営費、障害者相談支援センター運営費でございます。

次に、5ページ、中段をお願いいたします。

4款、衛生費は、火葬場費、病院群輪番制運営費、地域医療運営費などでございます。

5款、教育費は、視聴覚教材（DVD）購入費などでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

4. 基金運用の状況につきまして、最下段（3）広域連合財政調整基金は、市町村分担金の年度間調整のため、消防特別会計分も含めまして、令和6年度中に30万6,000円を積立て、1億1,275万6,000円を取崩し、令和6年末現在高は19万3,000円でございます。

以上、議案第16号「令和6年度佐久広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」、ご説明を申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〔事務局長 武者泰雄降壇〕

◎議案第17号の説明

○議長（清水秀三郎） 次に、議案第17号の説明を求めます。

土屋消防長。

〔消防長 土屋勉登壇〕

○消防長（土屋勉） 議案第17号「令和6年度佐久広域消防特別会計歳入歳出決算認定」につきまして、ご説明を申し上げます。

引き続き、令和6年度一般会計特別会計歳入歳出決算説明書6ページ、中段の表をご覧くださいと存じます。

消防特別会計は、1本部7消防署1分遣所に係る経費の決算額でございます。

予算現額25億734万3,000円に対しまして、歳入決算額は24億9,266万8,797円で収入率は99.41%、歳出決算額は24億5,066万8,314円で執行率は97.73%、歳入歳出差引額4,200万483円でございます。

また、翌年度へ繰越す財源は3,886万3,000円で、令和7年度に繰越した消防ポンプ自動車購入に係る財源実質収支は313万7,483円で、こちらが令和7年度予算に実質的に繰越す議案でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

消防特別会計の主な歳入は、市町村からの分担金でございます。ほか、使用料及び手数料等でございます。

主な歳出につきましては、消防本部費では、防火服購入費、指令台保守委託料、NET119緊急通報システム使用料、ファイバースコープ購入費、消防学校等入校負担金、救急救命研修所入所負担金などがございます。また、消防署費では全体として、空気呼吸器用ボンベ購入費、佐久消防署の高規格救急車及び高度救命処置用資機材購入費、南部消防署の洗濯乾燥機設置工事費などがございます。

なお、御代田消防署の消防ポンプ自動車購入に係る購入費を、令和7年度へ繰越しております。

次に、11ページをお願いいたします。

基金運用の状況につきまして、中段の(5)消防救急無線デジタル化整備基金は、令和5年度末現在高0円に7,000万円を積立て、令和6年度末現在高は7,000万円でございます。

続きまして、(6)消防施設整備基金は、令和5年度末現在高1億3,081万5,000円に7,200万円を積立て、令和6年度末現在高は2億281万5,000円でございます。

以上、議案第17号「令和6年度佐久広域消防特別会計歳入歳出決算認定について」、ご説明を申し上げます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

〔消防長 土屋勉降壇〕

◎議案第18号及び議案第19号の説明

○議長（清水秀三郎） 次に、議案第18号及び議案第19号の説明を求めます。

武者事務局長。

〔事務局長 武者泰雄登壇〕

○事務局長（武者泰雄） 議案第18号及び議案第19号の2議案につきまして、順次ご説明を申し

上げます。

初めに、議案第18号「令和6年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について」、ご説明を申し上げます。

引き続き、決算説明書7ページ、下段の表をご覧くださいと存じます。

これは、佐久広域養護老人ホーム豊昇園及び塩名田苑、2施設の運営に係る経費でございます。

予算現額5億904万4,000円に対しまして、歳入決算額は5億904万9,320円、歳出決算額は5億701万9,717円で執行率は99.60%でございました。

この結果、歳入歳出差引額202万9,603円をもって決算いたしました。

2施設とも、主な歳入につきましては、サービス収入でございます。

主な歳出につきましては、人件費のほか、給食調理業務委託料、診察機能回復訓練業務委託料、管理宿直業務委託料、職員派遣業務委託料などがございます。

次に、10ページ中段をご覧くださいと存じます。

社会福祉施設に係る基金運用の状況につきまして、(1)佐久広域社会福祉施設財政調整基金は、令和6年度中に7万4,000円を積立て、9,210万円を取崩し、令和6年度末現在高は1億107万6,295円でございます。

次に、議案第19号「令和6年度佐久広域救護施設特別会計歳入歳出決算認定について」、ご説明を申し上げます。

同じく、決算書9ページ中段の表をご覧くださいと存じます。

これは、佐久広域救護施設清和寮の運営に係る経費でございます。

予算現額2億4,364万円に対しまして、歳入決算額は2億4,364万1,606円、歳出決算額は2億4,262万3,685円で執行率は99.58%でございました。

この結果、歳入歳出差引額101万7,921円をもって決算いたしました。

主な歳入につきましては、県市負担金及び自己負担金などがございます。

主な歳出につきましては、人件費のほか給食調理業務委託料、診察機能回復訓練業務委託料、管理宿直業務委託料、職員派遣業務委託料、暖房ボイラー・バーナー入替工事などがございます。

次に、10ページ中段をご覧くださいと存じます。

救護施設に係る基金運用の状況につきまして、(2)佐久広域救護施設財政調整基金は、令和6年度中に5,003万7,000円を積立て、うち5,000万円は有価証券でございます。

6,010万円を取崩し、令和6年度末現在高は1億3,322万4,791円でございます。

以上、議案第18号及び議案第19号の2議案につきまして、ご説明を申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〔事務局長 武者泰雄降壇〕

○議長（清水秀三郎） ここで、監査委員から一般会計及び各特別会計の決算審査結果の報告を求め

ます。

篠原監査委員。

[監査委員 篠原忠雄登壇]

○監査委員（篠原忠雄） 代表監査委員の篠原でございます。

令和6年度佐久広域連合一般会計及び特別会計の決算審査結果につきまして、ご報告を申し上げます。

本審査は、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5号の規定に基づきまして、広域連合長から審査に付されました「令和6年度佐久広域連合一般会計・消防特別会計・特別養護老人ホーム特別会計・救護施設特別会計」の以上4会計における歳入歳出決算書及び附属書類並びに財産に関する調書、また基金の運用状況に関する調書等について、令和7年7月15日、23日、24日の3日間にわたり、荻原監査委員と審査を行いました。

審査に当たり、檜山会計管理者並びに武者事務局長及び土屋消防長をはじめ関係する担当職員から詳細な内容を聴取するとともに、関係書類を慎重に審査いたしました。

その結果、決算書類及び関係調書等、いずれも関係法令等に基づき作成されており、各会計ごとに計数は正確で、予算執行事務処理及び事業執行は適正であることを認めました。

各会計の執行状況及びこれらに対する意見については、既に広域連合長宛てに提出いたしました決算審査意見書に述べたとおりであります。皆様のお手元に配付されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

広域連合職員一人ひとりが地域住民の負託に応えるべく、日々責任及び使命感を持って、住民福祉向上に向け、職務に精励していただくことをお願いし、決算審査の報告といたします。

[監査委員 篠原忠雄降壇]

◎議案第20号の説明

○議長（清水秀三郎） 次に、議案第20号の説明を求めます。

武者事務局長。

[事務局長 武者泰雄登壇]

○事務局長（武者泰雄） 議案第20号「令和7年度佐久広域連合一般会計補正予算（第1号）について」、ご説明を申し上げます。

議案綴7ページ及びそれ以降の補正予算書をご覧いただきたいと存じます。

補正予算書、横向きになりますが、1ページをお願いいたします。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,858万4,000円としようとするものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

歳入の補正につきましては、令和6年度最終専決補正で財政調整基金に積立てた、令和6年度市

町村分担金不用額等について財政調整基金から繰入れし、令和7年度市町村分担金を調整するものであります。

1款、分担金及び負担金は、市町村分担金2,772万4,000円の減額をお願いするものでございます。

4款、繰越金は、令和6年度決算に伴う繰越金8万4,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

6款、繰入金は、財政調整基金からの繰入金2,772万4,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

歳出の補正につきまして、2款、総務費は、積立金について財政調整基金へ、令和6年度繰越金8万4,000円の積立てをお願いするものでございます。

以上、議案第20号「令和7年度佐久広域連合一般会計補正予算（第1号）について」、ご説明を申し上げます。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

〔事務局長 武者泰雄降壇〕

◎議案第21号の説明

○議長（清水秀三郎） 次に、議案第21号の説明を求めます。

土屋消防長。

〔消防長 土屋勉登壇〕

○消防長（土屋勉） 議案第21号「令和7年度佐久広域消防特別会計補正予算（第2号）について」、ご説明を申し上げます。

議案綴8ページ及びそれ以降の補正予算書をご覧いただきたいと存じます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億3,763万7,000円としようとするものでございます。

次に、4ページをお願いします。

歳入の補正につきましては、令和6年度最終専決補正で財政調整基金に積立てた、令和6年度市町村分担金の不用額等について財政調整基金から繰入れし、令和7年度市町村分担金と調整するものであります。

1款、分担金及び負担金は、市町村分担金3,451万4,000円の減額をお願いするものでございます。

3款、県支出金は、国の代行として行う火薬類、LPガスボイラー審査及び現地検査に対する県

からの特例処置義務交付金の決定に伴い、6万3,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

5款、繰入金は、財政調整基金からの繰入金3,457万7,000円の増額をお願いするものでございます。

6款、繰越金は、令和6年度繰越金13万7,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

歳出の補正につきましては、1款、消防本部費は、積立金について財政調整基金へ、令和6年度繰越金13万7,000円の積立てをお願いするものでございます。

以上、議案第21号「令和7年度佐久広域消防特別会計補正予算（第2号）について」、ご説明を申し上げます。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

〔消防長 土屋勉降壇〕

◎議案第22号、議案23号の説明

○議長（清水秀三郎） 次に、議案第22号及び議案第23号の説明を求めます。

武者事務局長。

〔事務局長 武者泰雄登壇〕

○事務局長（武者泰雄） 議案第22号及び議案第23号の2議案について、順次ご説明を申し上げます。

初めに、議案第22号「令和7年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）について」、ご説明を申し上げます。

議案綴9ページ及びそれ以降の補正予算書をご覧いただきたいと存じます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,402万9,000円としようとするものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

歳入の補正につきまして、5款、繰越金は、豊昇園及び塩名田苑における令和6年度決算に伴う繰越金の増額をお願いするものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

歳出の補正につきまして、1款、民生費は、豊昇園及び塩名田苑ともに、令和6年度決算に伴い財政調整基金積立金の増額をお願いするものでございます。

次に、議案第23号「令和7年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第1号）について」、ご説明を申し上げます。

議案綴10ページ及びそれ以降の補正予算書をご覧いただきたいと存じます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,751万7,000円としようとするものでございます。

次に4ページをお願いいたします。

歳入の補正につきましては、5款、繰越金は、清和寮における令和6年度決算に伴う繰越金の増額をお願いするものでございます。

歳出の補正につきまして、1款、民生費は、令和6年度決算に伴い財政調整基金積立金の増額をお願いするものでございます。

以上、議案第22号及び議案第23号の2議案について、ご説明を申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

[事務局長 武者泰雄降壇]

◎議案第24号の説明

○議長（清水秀三郎） 次に、議案第24号の説明を求めます。

武者事務局長。

[事務局長 武者泰雄登壇]

○事務局長（武者泰雄） 議案第24号「佐久広域連合監査委員の選任について」、ご説明申し上げます。

議案書は、11ページから13ページでございます。

初めに、12ページをご覧いただきたいと存じます。

本案は、佐久広域連合監査委員につきまして、佐久広域連合議会議員のうちから選任されておりました監査委員、荻原謙一氏が本年9月20日をもって議員任期満了となるため、行政委員会の委員人事先例により、北佐久郡町村議会議長会から推薦されました、御代田町議会議長、内堀喜代志氏を選任することについて、議会の同意をお願いするものであります。

なお、監査委員の任期は、佐久広域連合規約第16条第3項の規定に基づき、広域連合議会議員の任期であります。

内堀喜代志氏の略歴につきましては、13ページにお示ししてございますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、議案第24号について、ご説明を申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

[事務局長 武者泰雄降壇]

○議長（清水秀三郎） これをもって、全議案に対する説明は終結いたしました。

◎日程第6 一般質問

○議長（清水秀三郎） 日程第6、一般質問を行います。

一般質問の発言者は、9番、内藤祐子議員、7番、四登夏希議員の2名であります。

なお、質問は時間制限の中で行っておりますので、質問者も答弁者も要旨を要約し、円滑な議事進行について、ご協力願います。

それでは、内藤祐子議員の質問を許可します。

9番、内藤議員。

〔9番 内藤祐子登壇〕

○9番（内藤祐子） 皆さん、こんにちは。内藤祐子です。

広域連合議員に久しぶりになったということもあり、この間の、特に福祉事業に関しての方針の転換についての理解がちょっと追いついていないことを自覚しています。佐久圏域の住民の皆さんにとっては、さらに分からないことが多いのではないのでしょうか。状況と今後の方向を質問し、さらに住民サービスの後退にならないことを確認する意味で、今回、質問していきたいと思います。

今回の質問は、大きく、佐久広域連合が運営する社会福祉施設、特別養護老人ホームの豊昇園・塩名田苑について、また救護施設清和寮について、質問していきたいと思います。

ここからは以上です。

〔9番 内藤祐子降壇〕

○議長（清水秀三郎） 9番、内藤議員。

○9番（内藤祐子） 早速、質問していきたいと思います。

まず、大きな1番、佐久広域連合が運営する社会福祉施設について、質問していきます。

2021年度から25年までの佐久広域連合広域計画において、特別養護老人ホームと救護施設について、以下のように記述されておりました。「社会福祉を取り巻く環境の変化から、社会福祉法人等が施設運営の中心的役割を担うようになり、自治体の果たす役割は直接的施設運営が地域で担えない分野へ特化していくことが必要となってきました。」とありました。

平成22年、2010年、3月、広域連合が運営する社会福祉施設のあり方に関する提言を受けて定めた方針により、「今後の運営主体は、福祉サービスの主たる担い手とされる社会福祉法人による運営が望ましい。」と書かれておりました。

質問通告時点では、社会福祉施設のあり方についての方針の内容の詳細まで、私は把握していませんでしたが、こういうことは広域議会の議員として、細切れの任期の中で理解が深まらないことになるのは宿命的なものがあるのかなと感じています。改めて、確認の意味も含めて、また方針への意見も含めて質問していきたいと思います。

私は基本的に、福祉の分野は公的な責任や関わり、必要不可欠なものと考えています。方針どおりの方向には少なからず疑問を持ちながら、移行せざるを得ない場合があるのは最善の形を模索すべきではないかと思っています。

以下、確認していきます。

(1) 特別養護老人ホーム豊昇園・塩名田苑について、伺います。

豊昇園は、昭和58年開所で42年経過しています。塩名田苑は、平成6年開所で31年が経過しています。広域計画の中では、介護サービス需要の増加と人材不足、医療的管理を必要とする高齢者や看取りケア、在宅ケア、中重度介護、認知症・精神疾患、生活困窮等に係る生活相談の必要性から質の高い施設サービス、効率的な運営を図る。豊昇園については、改築時期の検討、施設規模・機能の検討等が課題として指摘されていました。こうした方針の下、民間移行の方針でサウンディング調査が実施されたものと認識しています。

そこでまず、広域連合が方針としている社会福祉法人への移行について、現状を確認したいと思います。

アとして、社会福祉法人移行に向けた計画の内容は、どこまで具体化されているのか。

イとして、実施したサウンディング調査の結果と、その内容への評価はどうか。

ウとして、サウンディング調査の結果を踏まえ、今後、どうしていくのか。課題の建物、また現在の職員や入所利用者はどうなるのか。

以上3点、お伺いします。

○議長（清水秀三郎） 武者事務局長。

〔事務局長 武者泰雄登壇〕

○事務局長（武者泰雄） 1. 佐久広域連合が運営する社会福祉施設についてのご質問のうち、

(1) 社会福祉法人への移行について、3点のご質問に順次お答えいたします。

初めに、ア. 計画の内容について、お答えします。

令和5年度末、令和6年3月に策定をいたしました、佐久広域連合「社会福祉施設の運営について、今後における施策の方向性に対する基本計画」につきましては、令和6年3月27日開催の佐久広域連合議会、議会全員協議会において、その概要を説明させていただきました。

本計画策定に当たりましては、令和5年度において、第9期市町村介護保険事業計画策定に合わせ、佐久圏域における将来的な高齢者人口の推計並びに社会福祉法人への移行に関する形態について比較し、課題の整理も含めまして組織市町村と多角的な検討を行いました。

本計画では、令和9年4月に特別養護老人ホーム豊昇園及び塩名田苑並びに救護施設清和寮の3施設について、これまでの佐久広域連合直営から、佐久広域連合が設立する新たな社会福祉法人に運営を移行する内容となっております。

現在、法人設立に係る負担や運営移行後における施設整備について、具体的な計画に着手しているところでございます。

次に、イ. サウンディング調査の結果と評価について、お答えします。

老朽化する豊昇園及び塩名田苑並びに清和寮の3施設について、その改築時期に合わせ、将来の

地域ニーズに対応する施設規模や施設機能のほか、社会福祉法人が参入しやすい条件整備等を実施するための検討を行うことから、課題や提案など事業者からご教示をいただくことを目的に、令和3年度において、サウンディング調査を実施いたしました。

提案後における事業者からの聞き取りにおきましては、事業者からは、待遇の格差により職員の受入れは想定しておらず、事業者への事業譲渡並びに指定管理者制度の導入について、なじまない結果となりました。

この内容を踏まえて評価を行い、佐久広域連合が設立する新たな社会福祉法人に運営移行することに見直しをいたしました。

最後に、ウ. 今後の方向性について、お答えします。

このサウンディング調査等の結果を踏まえ行った評価により策定をいたしました本計画では、令和9年1月を目途に、長野県から新たな社会福祉法人の設立認可を受けることを目指しております。

令和9年4月には、豊昇園及び塩名田苑並びに清和寮の3施設について、運営主体が佐久広域連合から新たな社会福祉法人に移行し、既存の建物により事業を承継いたします。

このため、施設利用者の皆様の生活につきましては、これまで同様の支援が受けられるものとなります。

また、現在、勤務している直接処遇職員につきましては、佐久広域連合が設立する新たな社会福祉法人へ再就職し、引き続き施設利用者の皆様の介護など生活全般の支援に当たってまいります。

以上になります。

〔事務局長 武者泰雄降壇〕

○議長（清水秀三郎） 9番、内藤議員。

○9番（内藤祐子） これまでの経過を確認しました。それを踏まえた上で次にいきたいと思います。

（2）のほうの社会福祉法人へ移行することへの懸念について、伺っていきます。

基本的には、福祉の基本は公的な保障あってこそと考えています。まして、国が今、社会保障費を削減している中で、とりわけ介護報酬引上げの課題を国に求める力、それが弱まるのではないかと、民間活力と言うけれども、その方策については人件費を抑えることで運営して黒字経営に転換していくのではないかと、経営がうまくいかなければ、突然事業停止や倒産することもあり得るのではないかと等が一般的に懸念として生まれてくるところです。

そこで確認していきたいと思いますが、まず、アとして、現在、検討している運営主体は、どんな組織になるのか。

イとして、移行後には、広域連合との関係はどうなるのか。広域連合は、どう関われるのか、関わらなければならないのか。課題認識は共有することができるのか。現場での問題の相談に応じるのはどの部署になるのか。また、経営状況やDV等も含めて、きちんと指導することができるのか。そうした日常のつながりを持てる体制になるのか。細かいことありますけども、そうした広域連合、

現在との関わりについて伺いたいと思います。

○議長（清水秀三郎） 武者事務局長。

〔事務局長 武者泰雄登壇〕

○事務局長（武者泰雄） （2）社会福祉法人へ移行することへの懸念について、2点のご質問に順次お答えいたします。

初めに、ア．運営主体はどんな組織になるのかについて、お答えします。

新たな社会福祉法人は、社会福祉法に基づく社会福祉事業を行うことを目的に設立され、非営利で公益性が求められ、長野県の認可により設置するものでございます。

設立に当たりましては、佐久広域連合が法人設立に必要な基本財産並びに運転資金を確保し、令和9年1月を目途に長野県から法人設立認可を受けることを目指しております。

法人理事等につきましては、地方公共団体の長等が慣例的に就任することは適当でないとしております。

次に、イ．広域連合との関係、課題共有・相談・指導等については、どうなるのかについて、お答えします。

新たな社会福祉法人の事業収支は、独立した事業体として豊昇園及び塩名田苑並びに清和寮の3施設について、法人の理念に沿った運営を行うこととなります。

佐久広域連合とは運営移行後、施設老朽化に伴う改築に係る条件整備としての建設費一部負担を除き、直接的な運営並びに財政負担などの関与はございません。

また、新たな社会福祉法人において、法人設立の経緯から、運営委員会を組織することは計画しております。

運営委員会は、法人に関する経営状況並びにDVなどの指導を目的とするものでなく、地域や施設において抱える様々なニーズや福祉的な課題について解決を図るための機会としております。

このため、佐久広域連合で様々な課題が生じた場合、この運営委員会において関係者に解決を求めていく責任ある発言を行い、協議の上、社会福祉法人において、その適切な対応について検討していくことと考えております。

なお、社会福祉法人に関する経営状況並びにDVなどの法人指導につきましては、長野県が関与するものでございます。

以上になります。

〔事務局長 武者泰雄降壇〕

○議長（清水秀三郎） 9番、内藤議員。

○9番（内藤祐子） 私も拙い経験の中では、公設の社会福祉法人と、いまいちちょっとイメージが湧かないところがあるので、その違いを確認したいと思っていますけども、先ほど最初説明があったときに、財政的な運営資金については広域連合がという説明が最初あったのですが、その後、運

営に関しては独立採算でいく。建設費等々についてはその都度という形だったのですが、最初の運営資金というのは、最初、移行に当たってのところだけは補助するという意味合いでよろしいですか。

○議長（清水秀三郎） 武者事務局長。

〔事務局長 武者泰雄登壇〕

○事務局長（武者泰雄） ただいま内藤議員から再質問いただいた部分であります。

そちらにつきまして、冒頭お話ししました移行に関わる時点で、財政的な部分、そのところはあくまでも令和8年度から、その9年度4月1日に向けての移行に係る部分は財政的な部分で、いわゆるつなぎ的な資金という位置づけで捉えております。

第2の質問でも出ておりました、令和9年4月1日以降は、あくまでも事業体本位で独立採算を行ってまいりますので、直接的な財政的な支援は、ここはならない、そういう形であります。

以上になります。

〔事務局長 武者泰雄降壇〕

○議長（清水秀三郎） 9番、内藤議員。

○9番（内藤祐子） スタート移行するまでと、それ以後とで、いろんな形で変わってくるので、それ以降のほうが、さぞかし大変になっていくんだろうなという気はしています。

先ほどいろいろ指導その他のところで、責任は県にあると。運営委員会を立ち上げて、いろいろ細かな報告等を受けていくということになるかと思うのですが、一般的な社会福祉法人だと、問題が起きたときのための第三者委員会等々立ち上げると思うのですが、この第三者委員会に当たるのが運営委員会という捉え方でよろしいのですか。それとも、あくまで指導ということになると県になるんですが、何かあったときにすぐに訴えることができる第三者機関は別に立ち上げるんですか。ちょっと一般との違いを含めて確認したいと思います。

○議長（清水秀三郎） 武者事務局長。

〔事務局長 武者泰雄登壇〕

○事務局長（武者泰雄） ただいま質問ありました部分にお答えします。

先ほど説明いたしました運営委員会は、通常社会福祉法人、例えば、現在、うすだコスモ苑ですけれども、これは旧勝間園です。こちらも以前、佐久広域連合で運営してまいりましたが、同じように運営委員会組織をつくりまして、佐久広域連合の職員が参加していく形です。

第三者委員会の話が出ましたけれども、今後、令和9年度以降、新たな法人で検討されるかと思っておりますけれども、そちらについてはあくまでも県が関わってきている領域になるかと思っておりますので、運営委員会と第三者委員会とは別に、現時点では分けて考えているところです。

以上になります。

○議長（清水秀三郎） 9番、内藤議員。

○9番（内藤祐子） 今、福祉関係の事業所の運営が非常に民間の中でも厳しいと言われている状況は誰もが共通認識として持っていると思います。実際に障害者福祉施設団体とかいろんなところが、人材不足が前提にあると思うんですけども、事業分野で縮小したりとか、場合によっては全国で介護福祉訪問介護事業所がどんどん閉鎖しているような状況もあると思います。運営上、黒字経営にならなかつたら、民間としては閉鎖もあり得る、可能性としてあり得るという認識でよろしいですか。

○議長（清水秀三郎） 武者事務局長。

〔事務局長 武者泰雄登壇〕

○事務局長（武者泰雄） 一点、答弁の前に補足で、先ほど第三者委員会の話に触れましたけども、法人として必須な組織体としてありますので、その辺りをご確認をいただきたいと思います。

今、ご質問いただいたところです。社会福祉法人、これは一般の法人も同じかと思いますが、長野県のほうで指導監査等を受けます。そういった中でも経営については、相当厳しく監査の状況も含めまして、状況によっては特別監査が行われる形になりますので、運営に関しては県のほう、所管部局のほうで、かなり細かく精査して指導が行われてまいりますので、その辺りはしっかり広域としても組織を見極めてはいきたいと思います。

以上になります。

〔事務局長 武者泰雄降壇〕

○議長（清水秀三郎） 9番、内藤議員。

○9番（内藤祐子） 実際、経過を見ていかなければどうなのかと、ちょっと分かりにくいかなと思いますけども、一般の社福と公設公営の場合との中間的な位置づけかなというふうに、一応捉えていきたいと思っていますので、継続して見ていく必要があるかなと思っています。

続いて、その利用者の立場から見てどうなのかということで、次の質問に移りたいと思います。

法人に移行した場合、現行の利用条件が変わるのかどうか、確認したいと思います。

アとして、利用料、その体系とオプションも含めて、利用者負担が増えることはないのかどうか。

イとして、公設特養の場合には、個々の必要性を考慮して優先的な対応をしていると思います。過去においては待機者が500人、600人というような状況があった中で、順番を待たずに亡くなってしまうみたいな話もたくさん伺いました。そうした中で、その家庭の事情とかの優先順位を考慮した形で繰上げて順番が回るというふうな形になってきた経過も承知しています。そうした優先順位、入所優先度の在り方というものは、今後、公設の社福になった場合にも対応していくのかどうか、伺いたいと思います。

もう1点、そのほか、より一般の社福と公設の社福の場合の、何が一体変わっていくのか、変わることがあるのか。あるとするならば、可能性としてどんなことが想定できるのか、確認したいと思います。

○議長（清水秀三郎） 武者事務局長。

〔事務局長 武者泰雄登壇〕

○事務局長（武者泰雄） （3）利用条件は変わるのかについて、3点のご質問に順次お答えします。

初めに、ア．利用料はについて、お答えします。

佐久広域連合が施設運営を行う場合でありましても、新たな社会福祉法人が施設運営を行う場合でありましても、基本的には国の介護保険制度において定められた利用料を負担することになります。したがいまして、運営主体の違いによる負担の差が生じることはございません。

次に、イ．入所優先度はについて、お答えします。

国の介護保険制度の下、長野県入所ガイドライン並びに現行の佐久広域入所方針を承継して運営を行うことから、入所優先度の基準についても変わることはございません。

最後に、ウ．そのほか、何か変わることはあるかについて、2点お答えします。

先ほどご答弁を申し上げましたとおり、利用料のほか施設利用者の皆様に対する支援はサービス計画に基づき引き継がれますので、支援の内容・水準が変わることはございません。

本計画により、1点目として、佐久広域連合といたしましては、これまでも介護施設運営において恒常的に収支赤字が続いており、決算ベースで申し上げますと、令和5年度は1億434万3,000円、令和6年度は1億4,415万円となりますが、この収支赤字が解消となります。

2点目として、救護施設の老朽化により早期における改築が必要な時期となりますが、広域連合を含む地方公共団体が直営の場合、国庫補助制度の見直しから補助金交付の団体の対象外となり、救護施設整備に係る補助金が交付されません。

一方、社会福祉法人が運営する場合、補助金交付団体の対象となることから、新たな社会福祉法人に対して、救護施設整備に係る補助金が交付されます。

以上、今後において変わる点になります。

〔事務局長 武者泰雄降壇〕

○議長（清水秀三郎） 9番、内藤議員。

○9番（内藤祐子） 単純に考えて、施設整備に対しての国庫補助が民間に対してはしっかり体系化されて出てくる、それが一番大きなネックだろうなというふうに判断します。

先ほど言われました、1点確認したいのですが、赤字解消になるという、法人化すれば。その根拠について、すいません。もう一度確認したいと思いますが、今までは1億数千万円の赤字がずっと出てきたと。それが公設社福に変われば赤字は解消すると。ちょっと大きくつかみでいいのですが、その根拠について、伺いたいと思います。

○議長（清水秀三郎） 武者事務局長。

〔事務局長 武者泰雄登壇〕

○事務局長（武者泰雄） ただいまいただいたご質問の部分でありますけども、現在、佐久広域連合といたしましては、毎年1億数千万余の補填をして運営をしております。令和9年度以降は、新たな社会福祉法人に事業体が変わります。新たな社会福祉法人の中で、その法人の理念に基づいて財政運営、財政経営ということかと思っておりますけども、そういう形に取り組んでいきますので、新たな事業体における経営は独立採算であります。そういった形の中で、広域連合とすれば、そのところとの直接的な関与をしないところもありましたけども、そういう形で切り分けているという定義になっております。

以上になります。

〔事務局長 武者泰雄降壇〕

○議長（清水秀三郎） 9番、内藤議員。

○9番（内藤祐子） 率直に言うと、公立では赤字になっているところが民間で黒字になっていく。その中においては、先ほど職員も継続してというお話ありましたが、その労働条件においては、例えば雇用の賃金が下がるとか、そういうある意味独立採算の中の自助努力に入ると思うのですが、そうした条件は、自助努力によって待遇は下がるということも想定しての多分運営になるということとは承知しておいてよろしいですか。

○議長（清水秀三郎） 武者事務局長。

〔事務局長 武者泰雄登壇〕

○事務局長（武者泰雄） 今、ご質問ありました職員の処遇につきましては、今後、協議して、また方針を出していきたいと思っておりますので、以上になります。

〔事務局長 武者泰雄降壇〕

○議長（清水秀三郎） 9番、内藤議員。

○9番（内藤祐子） ここで答えることはきっと難しいのかもしれませんが、そういうことも含めて、可能性としてあるということなんだろうと承知しています。

今、民間の社会福祉事業所で大変なのは、やっぱりヘルパーさんが不足している、確保するのに大変。なぜならば待遇がよくないから。ジプシーと言われるように、10円でも高いほうの事業所に移るといった状況が、今、ヘルパーさんたちの事情の中にもある。これは重々みんな承知していることだと思います。

一つ懸念するのは、例えば特養の機能が全部同じに移転する。今、正直、障害者施設も同様の状況が出てきているのですけども、ヘルパーが足りなくて、サービス料の支給決定はできているけれどもヘルパーがいなくて、例えばショートステイ、権利はあるけれども事業所は受けられませんよという状況が今、現時点で出てきてるんですね。例えばヘルパーを公設社福法人に移行したときにヘルパーさんが少なくなる。今後、足りなくなるとして事業内容が縮小するということの懸念は想定はされていますか。あるいは入所はあるけれども、規定されてるショートステイ部門までは、閉鎖

はいかなくても受けられないというような事情が出てくることもあり得ると考えてよろしいですか。

○議長（清水秀三郎） 武者事務局長。

〔事務局長 武者泰雄登壇〕

○事務局長（武者泰雄） ただいまの質問につきましても、やはり今後、法人を新たに設立していくという形で、新たな法人のこの事業体の中で、様々な経営、あと事業の面についても検討がされるかと思っておりますので、現時点ではそういったことは広域連合としては見極めていくという状況であります。

以上になります。

〔事務局長 武者泰雄降壇〕

○議長（清水秀三郎） 9番、内藤議員。

○9番（内藤祐子） 障害者事業についても、ほんとにこれまで様々な法体系がどんどん進んで事業所が増えて、利用者がほんとに喜んで使えるようになった。その時点で今度はヘルパーさんが足りなくてどんどん縮小されてきて、使えてた事業が使えない、サービスが使えないという現状が今、現実なんですよ。そうしたことも十分想定はできる、今の社会事情だと思っています。そういう意味では、折角初めて公設の社福法人化して今までやってきた広域連合が責任を持って次につないでいくという事業ですので、そうした現実的なサービスの後退が起きないようにする。そこにやっぱり重点を置くということを大きな柱にさせていただきたいと強く要求しておきたいと思っております。

続いて、もう一つの社会福祉施設である救護施設清和寮について、お伺いしていきたいと思っております。

清和寮は、生活保護法に基づく救護施設であり、昭和35年、1960年に旧臼田町で開所されました。臼田町が福祉のまちとして大きな哲学があって、いろんな施設がつくられてきたんだなということを改めて実感しています。現在地には昭和56年、1981年に移転して、開所から65年、移転から44年経過した施設となっております。

この施設の現在の課題として挙げられているのは、老朽化、雇用の不足、支援サービスの調整の問題が挙げられていました。

憲法25条の健康で文化的な最低限度の生活を保障する生活保護制度。様々な扶助により、自立して生活できるよう支援する制度です。当事者の抱える課題により、施設の生活で保障していくこと、社会的に自立できるよう生活保護を受けながら、アパートで一人暮らしができるようになるよう支援していくこと。仕事に就き、収入を得て自立を目指すことを目標に、生きる気力、体力を復活させていく大きな課題を背負った事業だと思っています。こうしたことを踏まえて、以下質問したいと思います。

救護施設清和寮について、アとして、救護施設の法的位置づけと課題について。

イとして、開所当初から今日で果たすべき役割も変わってきていると思っております。課題のその変遷

について伺います。

ウとして、とりわけ現在、大きくクローズアップされていますが、8050問題や発達障害問題、そうした困難さが生活困窮に結びついている課題が指摘されています。今日の特徴的な課題を具体的にどう捉えているのか、お伺いします。

○議長（清水秀三郎） 武者事務局長。

〔事務局長 武者泰雄登壇〕

○事務局長（武者泰雄） （4）救護施設清和寮について、3点のご質問に順次お答えいたします。

初めに、ア．救護施設の法的位置づけと課題について、お答えします。

救護施設につきましては、戦後混乱期に時代の要請を受け、生活保護法の下に設置をされた施設でございます。

次に、イ．開設当時から今日の課題の変遷について、お答えします。

清和寮につきましては、昭和35年当時の旧臼田町ほか8か町村救護施設組合により開設がされました。その後、佐久地域広域行政事務組合から佐久広域連合に事務継承がされて今日に至っております。

救護施設につきましては、身体・知的・精神などの障害種別を問わず、あらゆる障害者にも対応できる福祉施設でございます。長野県内においては7施設、その受け入れる規模は600名余で、東信地方においては清和寮1か所であることから、清和寮利用者については県内各地から広範に受け入れを行っております。

最後に、ウ．現状の課題は何かについて、お答えします。

昭和35年に清和寮が開設されて半世紀が過ぎ、また現在の場所に移転改築されて44年が経過し、施設は老朽化による改築の検討が必要な時期となっております。特に居室につきましては、8畳間に成人4名が入居するため、居住環境に課題があります。

また近年は、先ほどの障害に起因して支援を必要とするケースのほか、アルコール依存症、ホームレスなどによる生活課題を抱えた者に対する支援が増えてきております。

救護施設の役割につきましては、終の棲家でなく、再び地域で自立生活ができるよう支援することが求められて、入所期間が短い傾向となっております。そのため、平成27年度から「居宅生活訓練事業」を開始し、居宅生活に近い体験的プログラムによる訓練を行い、地域で自立した生活を目指して、福祉事務所と連携を強化することが、より一層重要でございます。

以上になります。

〔事務局長 武者泰雄降壇〕

○議長（清水秀三郎） 9番、内藤議員。

○9番（内藤祐子） そうした現状認識を踏まえた上で、次の質問にいきたいと思います。

今後の運営の在り方について、検討を求めていきたいと思います。

アとして、入所しやすく地域移行しやすい施設に。先ほど言われました終の棲家になるということではなくて、再起不能になる前に早くに入所することもできる。また、しっかりと支援を受けながら体力・気力を回復して、退所して自立できるような科学的・具体的な支援はできないのか。

イとして、自立に向けて支援の強化を。ケースによっては様々な障害支援サービス、これも法体系が大分進んで、障害者就労支援を行うような事業所も数多く出てきています。そうしたサービスにつないだり、また障害者雇用率もどんどん義務化されて数字も上がってきていますが、企業の雇用を促すような、そんな働きかけもできないのかどうか。

ウとして、自立訓練に向けたアパートを街中（まちなか）に設置できないか、伺いたいと思っています。現在の場所は清和寮のすぐ側のアパートが借上げられているのは承知していますが、制度を受けながら車の所有は、まだまだそう簡単ではない制度となっています。介護のしやすい街中に、訓練用のアパートを借上げて設置することができないのか、どうか。

以上、3点お伺いしたいと思います。歩いて所用をこなしたりすることができれば、生活のモチベーションももちろん上がりますし、自立への訓練効果もさらに上がるのではないかと考えます。具体的な自立を後押しするために、以上、質問したいと思います。

○議長（清水秀三郎） 武者事務局長。

〔事務局長 武者泰雄登壇〕

○事務局長（武者泰雄） （5）今後の運営の在り方について、3点のご質問に順次お答えいたします。

初めに、ア．入所しやすく地域移行しやすい施設について、お答えします。

救護施設清和寮につきましては、時代の変遷とともに少しずつ変化をしており、法律の趣旨のとおり、セーフティーネットの役割として社会情勢にも柔軟に対応しながら、福祉事務所の判断による緊急な相談に対しても受け入れる体制づくりがより一層求められております。

次に、イ．自立に向けた支援の強化について、お答えします。

入所後も、他法の枠組みによる支援、他法優先の原則につなげられるケースや地域移行につながる支援など、入所後、並行して取り組むことで、緊急支援などの受皿についても絶えず確保する環境づくりが必要でございます。

最後に、ウ．自立訓練のアパートを街中に設置できないのかについて、お答えします。

現在の居宅生活訓練事業に関するアパートの確保に当たりましては、大家さんにご理解を賜り、清和寮において、施設近くにアパート1棟全て借上げて、最大4名の居宅生活訓練を行うことが可能でございます。

今後におきましては、清和寮改築の具体的な検討が進むとともに、また居宅生活訓練に適当な物件がある場合、検討を行ってまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（清水秀三郎） 9番、内藤議員。

○9番（内藤祐子） 街中のアパートも検討していくということですので、ぜひ期待していきたいと思っています。

これから増えるだろうと思う利用者、私も今、直接関わっているのは8050問題の当事者もいます。親の年金で生活している50代の息子で、正直、親が亡くなったらどうするの、清和寮に行くしかないよという話もしているんだけど、大学も出ている、知的には問題ない。問題は、社会性だったりとか、金銭管理だったりとかという部分に弱さを持っている障害特性がある。こうしたところへの支援というのは、今、社協なんかでも家計支援等々の事業も行っている。先ほど他法優先の原則、これはもちろん制度の中でありましますけども、これが言われたときよりも今のほうが、他法にすごい様々な他法があるんじゃないかと。逆に他法を優先して制度を後にするという意味合いではなくて、他法をフルに活用して、総合的に支援することが、今の課題の中では必要なんじゃないのかなというふうに痛切に感じているんです。まず生活保護で、生活を生きるための最低限の生活を保障すると。その後、障害者雇用だったり、様々な就労に結びつくような支援と、それから本人の苦手を克服するための支援等々が、様々な制度や事業所もできている中でつないでいけば、全部が救護施設でやらなくても、ほかと連携してサポートする体制を取れるのではないかなと思うんです。そういう意味では、障害者支援に対してケース会議が、いろいろサポートしている事業所が全部集まってやるような形を、救護施設の中を中心としながら今後、どういう方向性で支援していけば、いろんな形での自立ができるのかという方向を探ることも、今後、私は救護施設の中であるべき姿になっていくのではないかなというふうに考えています。そういう意味では、その他法優先の原則をもっと大きく考える中で、他法をフルに活用しながら、他の事業もフルに活用しながら支援し、自立に向けていく必要があるんじゃないかと。この間、信毎で大人の発達障害を指摘していると思うのですが、すぐ後の事件につながってしまった、その背景も発達障害があったんじゃないかと。そこに適切な支援があれば、あの悲劇は引き起こさなくても済んだのではないかなという視点で書かれているのかと思いました。そういう意味では、早くに様々なサービスにつなげることが、悲惨な結果を招かないで済む大きなきっかけになると考えています。そういう意味では、救護施設がこれまでの生活を最低限保障して終の棲家ということではなくて、この人がより有意義な社会生活を送るために、どうしていくことが一番ベストなのかという視点が、まして、これからこれも公設社福法人化していくと、移転を考えているようなことも伺いました。そういう意味では、大きなきっかけになるかと思しますので、ぜひ根本的な考え方や、それから支援の基本の立て方等々も含めて、ぜひ大きく検討していただければと思います。

最後に1点お伺いしますけれども、公設の社福法人化した場合に、その事業は、これまで福祉施設の運営主体について広域連合規約に規定されている広域連合の処理事務として一覧、出されてい

ますが、今回の豊昇園・塩名田苑・清和寮は、この事業に残したままという認識でよろしいですか。それとも、それも手元を離れるんですか。確認だけしておきたいと思います。

○議長（清水秀三郎） 武者事務局長。

〔事務局長 武者泰雄登壇〕

○事務局長（武者泰雄） 今、ご質問いただいた広域連合の規約の部分、こちらも、基本的には削除するなり、何かしらの見直しを検討する対象になるかと思えます。そちらも令和8年度の、次の年度に向けて、しっかり精査をしていきたいと思えます。

以上になります。

〔事務局長 武者泰雄降壇〕

○議長（清水秀三郎） 9番、内藤議員。

○9番（内藤祐子） 規約ですから、きちっと改正していくと思えますけども、実際には公設の社福として、今後も深く広域連合が関わっていく事業ということですので、ぜひこの中の位置づけは継続していただきたいなというふうに思っています。

今回の質問の中では、初めての公設社福法人化していくという、ちょっと今まで経験していない、私たちもちょっとイメージしにくい分野への移行の問題ですので、しっかりと丁寧に、この移行によって当事者や利用者、住民の皆さんが不利益を被らないような形での移行を柱に、しっかりと検討、そして移行だけではない、そのことによって生じることに対する対応の仕方も含めた実のある移行にしていただくと強く求めて、今回の私の質問を終わりたいと思えます。

以上です。

○議長（清水秀三郎） 内藤議員の質問は、以上をもって終結いたしました。

次に、四登夏希議員の質問を許します。

7番、四登議員。

〔7番 四登夏希登壇〕

○7番（四登夏希） 皆さん、改めまして、こんにちは。新人ではございますが、先輩、内藤祐子議員に倣いまして質問させていただきます。

今回、決算書及び成果報告書、また佐久平斎場も視察に参りました。その中で気になった大きく2点を取り上げております。時代の変化に応じた答弁を期待いたします。

こちらからは以上です。

〔7番 四登夏希降壇〕

○議長（清水秀三郎） 7番、四登議員。

○7番（四登夏希） 大項目1. 残骨灰についてです。

現在、佐久広域連合において管理運営する佐久平斎場では、火葬等業務を業者に委託していますが、残骨灰の取扱いに係る、ア. 委託内容・委託金額について、お伺いします。また併せて、

イ. 残骨灰についての遺族への説明内容について、お伺いいたします。

○議長（清水秀三郎） 武者事務局長。

〔事務局長 武者泰雄登壇〕

○事務局長（武者泰雄） 1. 残骨灰についてのご質問のうち、（1）現在の取扱いについて、2点のご質問に順次お答えいたします。

初めに、ア. 委託内容・委託金額について、お答えします。

現在、佐久広域連合において管理運営する佐久平斎場の火葬等業務につきましては、株式会社五輪に委託しており、残骨灰の取扱いについては、残骨灰等の管理及び処理業務として、その火葬等業務委託の一部でございます。

受託事業者においては、残骨灰及び集じん灰について、それぞれ分別して保管し、残骨灰の処理業務を火葬炉残骨灰処理業務専門事業者に再委託し、適正に処理を行っております。

また、残骨灰の取扱いに係る費用は、令和7年度における火葬等業務委託金額5,913万6,000円の中に「残骨灰等の管理及び処理業務」相当分が含まれておりますが、個別の取扱い費用については明示されておられません。

次に、イ. 遺族への説明内容について、お答えします。

ご遺族に対しましては、火葬終了後、告別・収骨室において収骨する際に、受託事業者の担当職員より「骨壺に納め切れないものについては斎場で処分をさせていただく」と、残骨灰の処理について説明を行い、ご遺族にご了承を賜っております。

葬法の一つとして、亡くなられた故人の信仰のいかに問わず、死者に対して礼を尽くすとともに、ご遺族の心情に十分配慮を行いながら対応をしております。

以上になります。

〔事務局長 武者泰雄降壇〕

○議長（清水秀三郎） 7番、四登議員。

○7番（四登夏希） 残骨灰は専門業者にて処理しているとのことでした。また、ご遺族には適切に処理する旨をお伝えしているとのことでした。

私もそうでしたが、ここにいる多くの方も、お骨を引き取った後、その場に残った灰がどのように扱われているかについては、それほど意識されていないのではないかと思います。

そんな中で、残骨灰に含まれる有価物の取扱状況について、お伺いします。

残骨灰には、歯の治療に使った金等が含まれることがあり、その有価物を売却し、収入にする自治体が少しずつ増えております。大分県由布市では、市民オンブズマンより財源を得る機会を逸しないようにとの申入れがあり、回収処理委託から入札に切り替え、1年で火葬件数が1,400件、780万円の収入がありました。佐久平斎場では年間3,000件程度の火葬件数ということで、由布市の例から単純計算すると1,600万円の収入となります。

しかし、佐久平斎場では厳格に副葬品を含まない案内をしていることから、歯の治療素材のみに絞って試算してみると、それでも年間400万、500万円程度の収入を得られる可能性があると考えております。

現在、佐久広域連合において管理運営する佐久平斎場の残骨灰について、委託先においては、この残骨灰の中の貴金属について有価物としての処理を行っているのかどうか、ご状況をお伺いいたします。

○議長（清水秀三郎） 武者事務局長。

〔事務局長 武者泰雄登壇〕

○事務局長（武者泰雄） 委託先における有価物の取扱状況についてのご質問にお答えします。

委託先の株式会社五輪におきましては、残骨灰の処理業務について、火葬炉残骨灰処理業務専門業者であります、株式会社アゲイン・テックに再委託をしております。

株式会社アゲイン・テックにおきましては、佐久平斎場内において、ドラム缶容器に保管している残骨灰について定期的に回収を行い、回収された残骨灰のうち、金属くずは種類ごとに再資源化され、有効にリサイクルを行っているものと伺っております。

以上になります。

〔事務局長 武者泰雄降壇〕

○議長（清水秀三郎） 7番、四登議員。

○7番（四登夏希） 有効にリサイクルを行っているということでしたが、リサイクルということなので、再利用して収益を得ていらっしゃるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（清水秀三郎） 武者事務局長。

〔事務局長 武者泰雄登壇〕

○事務局長（武者泰雄） 今、ご質問のあった部分、金属くずは種類ごとに再資源化され、有効にリサイクルを行っているという形で。再委託先の状況になりますので、報告を受けている状況とすれば、把握している部分はそういう形で受け止めております。

以上になります。

○議長（清水秀三郎） 7番、四登議員。

○7番（四登夏希） 株式会社五輪から、専門事業者であるアゲイン・テックへの再委託の金額について把握されていないというお話もありましたが、その再委託の金額において、この再資源化されたリサイクル分について加味されているのか、どうかというところは把握はされていらっしゃいますでしょうか。

○議長（清水秀三郎） 武者事務局長。

〔事務局長 武者泰雄登壇〕

○事務局長（武者泰雄） 初めの質問でもご答弁いたしましたとおり、総額の中に含まれている状況

です。広域連合と、株式会社五輪とは委託の契約をしておりますので、その委託料の内容については把握しておりますけれども、その再委託後の部分については、広域とすれば把握していない状況になってます。

以上になります。

[事務局長 武者泰雄降壇]

○議長（清水秀三郎） 7番、四登議員。

○7番（四登夏希） では続いて、この有価物の今後の活用について、お伺いしたいと思います。

平成26年佐久広域連合議会第4回定例会において、残骨灰の活用についての質問がございました。そのときは、ご遺族の心情に十分配慮したいというご答弁だったかと思えます。その答弁を引き継ぎ、委託先の処理について深く踏み込まないという状態になっているのかなと推察いたします。一方で、当時と状況は大きく変わってきていると考えております。

まず第一に、人口減少社会の真ただ中となったことです。財政的余裕はなく、実際にこの後の質問でもありますが、佐久広域連合でも赤字運営となる事業があります。

また第二に、活用する自治体が当時より増加していることです。日経新聞が2023年度、88都市に行った調査によると、48%が売却をしているとの回答でした。これらの都市の売却総額は、23年度までの5年間で合計64億9,000万円だったそうです。

第三に、国内の死者数のピークは2040年であり、歯の治療に金歯を多く持たれている層も、ここに重なります。つまり、今が最後の判断のときというふうに考えております。

赤字事業を持っていることも踏まえ、収益取得の機会を逸することは避けていくべきと考えますが、有価物の活用に対する今後の考えをお伺いいたします。

○議長（清水秀三郎） 武者事務局長。

[事務局長 武者泰雄登壇]

○事務局長（武者泰雄） 有価物の今後の活用についてのご質問にお答えいたします。

墓地・埋葬等に関する法律第1条では、墓地・納骨堂または火葬場の管理及び埋葬等が国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生、その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを目的とされております。

佐久平斎場では残骨灰の取扱いにつきまして、亡くなられた故人の信仰のいかに問わず、葬法の一つとして死者に対して礼を尽くすとともに、ご遺族の心情に十分配慮を行っております。火葬という人生にとって最終的で宿命的な行事が行われる火葬場は、その施設を利用される皆様に不快のないように取扱いをしていくことが大切であると考えております。

一方、佐久広域連合におきましても火葬場残骨灰の処理について、平成21年度までは火葬残骨灰処理業務委託として入札を執行しておりましたが、1円での落札による低価格で請負事業者の競争となることから、その後は火葬等業務委託の一部として処理を行っている経緯でございます。

近年は、有価物が含まれる残骨灰を売却する自治体の例もあることは、報道等において承知しております。今後におきましては、火葬に係る関係団体の意見も含めて、ご遺族をはじめ地域住民の皆様のご合意形成が図れるか、慎重に研究を進めてまいります。

以上になります。

[事務局長 武者泰雄降壇]

○議長（清水秀三郎） 7番、四登議員。

○7番（四登夏希） 研究を進めていただけるとのことで、ぜひ様々な可能性をご検討いただきたいなと思います。

必ずしも入札により売却する形ではなくても、今、資源化されているということで収益化されているとしたら、その分を委託金額から差し引くなど、様々な形があり得るのかなと思いつながりお話を聞いておりました。

また、ご遺族の心情に寄り添うことも理解いたしますが、売却したいのは残骨灰そのものではなく、あくまでも残骨灰に残る貴金属であると思います。

また、私自身、もし自分の体に貴金属が残されていたとして、それを誰か分からない第三者的な事業者へ資源化されるのであれば、この地域に役立ててもらい、どう使われたかをしっかり説明していただく、そのほうが納得できる最期になるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ研究をお願いいたします。

続きまして、大項目2. 特別養護老人ホームについて、お伺いいたします。

内藤議員の質問の中にありましたが、佐久広域、社会福祉施設財政調整基金について、毎年1億数千万円の取崩しをしているとのことでした。基金は平成25年が残高のピークであったと伺っており、現在は枯渇に近い状態であると考えております。

この要因と考えられる令和6年度における特別養護老人ホームについて、ア. 単年度収支、また基金の状況を改めてお伺いいたします。

○議長（清水秀三郎） 武者事務局長。

[事務局長 武者泰雄登壇]

○事務局長（武者泰雄） 2. 特別養護老人ホームについてのご質問のうち、（1）収支状況について、2点のご質問について、順次お答えいたします。

初めに、ア. 単年度収支について、お答えします。

特別養護老人ホームの運営について、令和6年度決算における収支状況は、豊昇園6,615万円、塩名田苑7,800万円、2施設全体で1億4,415万円の不足となりました。2施設における収支不足につきましては、慢性的な不足となっております。

次に、イ. 基金の状況について、お答えいたします。

佐久広域連合社会福祉施設財政調整基金につきましては、特別養護老人ホームの運営に当たり、

決算剰余金を後年度の施設財政事業に対応するために積立てを行っているものでございます。

介護保険制度が開始しました平成12年度以降、毎年財政調整基金へ積立てを行い、大規模修繕事業などの財源に充てられ、施設運営が行われてきました。

平成25年度において、13億5,000万余の基金残高をピークに、その後、職員人件費比率の上昇による構造的な課題のほか、入所稼働率の低下等の要因も重なり、令和5年度決算では1億434万3,000円、令和6年度は1億4,415万円と、ここ数年は2施設で1億円余の収支不足を財政調整基金の取崩しにより施設運営を行っております。

本財政調整基金も令和6年度において枯渇となったことから、令和7年度以降、組織市町村から財政負担をお願いして、施設運営を行っている状況でございます。

以上になります。

[事務局長 武者泰雄降壇]

○議長（清水秀三郎） 7番、四登議員。

○7番（四登夏希） 収支状況としては慢性的に不足し、基金は枯渇し、構成市町村に支出を求めておられるとのことでした。

関連して、中長期計画について、お伺いしてまいります。

豊昇園並びに塩名田苑は、基金を取崩し、繰入れを行い、施設運営を行っておりますが、中長期の計画として、内藤議員への答弁のとおり、社会福祉法人の設立及び移行の準備を進められていると理解しております。

本来は、平成22年に専門家からの提言を受けた後、基金が枯渇する前に移行が完結するように取られるべき対応であったのではないかと感じております。

とはいえ、現在は計画を進めるほかありませんので、関係者である利用者、職員及び市町村への説明状況について、お伺いいたします。

○議長（清水秀三郎） 武者事務局長。

[事務局長 武者泰雄登壇]

○事務局長（武者泰雄） （2）中長期の計画、ア．関係者への説明、利用者、職員、市町村についてのご質問にお答えいたします。

特別養護老人ホーム並びに救護施設に係る中長期の計画につきましては、先ほど内藤議員の一般質問において、ご答弁を申し上げました計画概要のとおりでございます。

関係者への説明についてですが、本計画は策定過程の中において、組織市町村担当部局へ十分な説明及び協議を行っております。

現在、本計画の取組により、社会福祉法人移行における労働条件に関連した緩和措置制度の導入や、法人移行後の施設改築計画までの中長期において、佐久広域連合の財政負担について協議を進めているところでございます。

先ほどご答弁を申し上げましたが、社会福祉施設の将来的な財政見通しや、社会福祉施設に係る国庫補助制度見直しなど、長期的な視点から財政支出も大きく軽減できるものとなります。

新たな社会福祉法人の設立により、社会福祉施設の運営を移行し、これまで佐久広域連合が取り組んできた社会福祉事業について、清算的な事業計画と捉えております。

次に、職員に対しましては、本計画によります社会福祉法人への移行に際して、雇用条件などの変更が伴うことから、令和4年8月に実施しました意向調査を踏まえまして、令和5年3月から令和7年9月までの間に、全4回、説明会を行っております。

最後に、施設利用者の皆様に対しましては、こちらも内藤議員の一般質問においてご答弁を申し上げましたとおり、事業主体が移行した場合においても利用料が変わることはございませんが、令和8年度以降、法人認可手続の中で、社会福祉法人の事業構想が策定された段階において説明を行う予定としております。

今後におきましても、引き続き関係者の皆様に丁寧な説明を行い、協議を進め、合意形成を図ってまいります。

以上になります。

〔事務局長 武者泰雄降壇〕

○議長（清水秀三郎） 7番、四登議員。

○7番（四登夏希） 市町村への説明について、担当部局へ十分な説明が行われているとのことでした。

1点、確認させていただきます。

市町村への説明の際、構成市町村議会への通知や情報提供について求められているということはいかがでしょうか。お伺いします。

○議長（清水秀三郎） 武者事務局長。

〔事務局長 武者泰雄登壇〕

○事務局長（武者泰雄） 内藤議員の答弁の中でも少し触れましたけども、佐久広域連合の議会議員の皆様には、令和6年3月27日に議会全員協議会でご説明させていただいています。

各組織市町村の議会議員の皆様には、直接、広域連合のほうからは連絡はしていない状況です。

担当部局になりますけども、基本は総務、企画、あと一部は財政部門で、保健福祉、それは特別養護老人ホームの救護施設を所管している保健福祉部局の所管課のほうの課長さん、そして市町村長の皆様にもご報告させていただいて協議を行って、今まで進めている状況になっております。

以上になります。

〔事務局長 武者泰雄降壇〕

○議長（清水秀三郎） 7番、四登議員。

○7番（四登夏希） 各市町村から各構成市町村への通知や説明については、特段その佐久広域連合

としては求められていないということでした。

1点、こちら要望になりますが、広域連合の議員の任期は2年であり、新人議員が参加することもございます。各構成市町村から全議員がもちろん参加できるわけでもございません。佐久市議会議員の数名に確認したところ、今回の変更について認識しておりませんでした。今年度の予算については別ですけれども、それ以前に、この変更が起こることを十分に認識している議員が、私が確認した範囲ではおりませんでした。

一方で、これは大きな変化、変更だと認識しております。構成市町村への説明の際に、議会へも重要事項については通知されるよう働きかけをいただけないかというところを要望としてお伝えさせていただきます。

続きまして、中長期計画について、運営移行後に想定するモニタリングについて、お伺いいたします。

運営移行後は、民間の独立した運営となることは理解しておりますが、先ほどの答弁の中で、今後、時限的な支援、あるいは改修費の支援があるというふうに認識しております。

各市町村からの負担もあることから、一定水準でのモニタリングをしていくことが必要かと考えておりますが、移行後、どのような形でのモニタリングを考えているか、お伺いいたします。

○議長（清水秀三郎） 武者事務局長。

〔事務局長 武者泰雄登壇〕

○事務局長（武者泰雄） 運営移行後に想定するモニタリングについてのご質問にお答えいたします。

先ほど内藤議員の一般質問においてご答弁を申し上げましたとおり、新たな社会福祉法人の事業収支は、独立した事業体として豊昇園及び塩名田苑並びに清和寮の3施設について、法人の理念に沿った運営を行うこととなります。

佐久広域連合とは運営移行後、施設老朽化に伴う改築に係る条件整備としての建設費一部負担を除き、直接的な運営並びに財政負担などの関与はございません。

また、新たな社会福祉法人において、法人設立の経緯から、運営委員会を組織することは計画しております。運営委員会は、地域や施設において抱える様々なニーズや福祉的な課題について、解決を図るための機会としております。

このため、佐久広域連合では様々な課題が生じた場合、この運営委員会において関係者に解決を求めていく責任ある発言を行い、協議の上、社会福祉法人において、その適切な対応について決定していくことと考えております。

なお、社会福祉法人に関する経営状況などの法人指導につきましては、長野県の所管課が関与するものでございます。

以上になります。

〔事務局長 武者泰雄降壇〕

○議長（清水秀三郎） 7番、四登議員。

○7番（四登夏希） 前項のご答弁の中で、緩和措置制度や施設改修について、市町村部局にご説明されているとのことでした。運営移行後も一定期間の間の財政的支援、また、どこかのタイミングでの施設改修時のこちらの費用負担が発生する予定であるという理解でよろしいでしょうか。確認させてください。

○議長（清水秀三郎） 武者事務局長。

〔事務局長 武者泰雄登壇〕

○事務局長（武者泰雄） ただいまご質問した見込みのとおりの見解で間違いありません。

〔事務局長 武者泰雄降壇〕

○議長（清水秀三郎） 7番、四登議員。

○7番（四登夏希） 運営移行後も時限的に財政負担の可能性と、また、改修時の財政負担の可能性があるとすることで、その支出の際には財政状況ですとか、サービスの質等について確認する必要があるかと思いますが、ご認識について、お伺いいたします。

○議長（清水秀三郎） 武者事務局長。

〔事務局長 武者泰雄登壇〕

○事務局長（武者泰雄） ただいまの質問につきましても、これから令和8年度に新たな法人が新しい理念を持って設立されていきますので、広域連合としましても、そのところはしっかり見極めていきたいと思っております。

以上になります。

〔事務局長 武者泰雄降壇〕

○議長（清水秀三郎） 7番、四登議員。

○7番（四登夏希） 資金的拠出があることから、モニタリング指標を設定し、状況を確認していくというところは合理的と考えられるかなと思っております。

今後の運営について、特養という、内藤議員もおっしゃっていましたが、民間と広域の間の存在になっていくかと思っておりますので、どうモニタリングしていくのか、改めて検討を進めていただければと思います。

質問は以上です。

○議長（清水秀三郎） 四登議員の質問は、以上で終結いたしました。

これをもって、一般質問は終結いたします。

ここで、こちらの時計で16時丁度まで休憩いたします。

（午後 3時43分）

（午後 4時00分）

◎日程第7 議案質疑・討論・採決

○議長（清水秀三郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。これより議案の質疑を行います。

なお、質疑は議会会議規則第56条の規定により、お一人につき同一議題について3回を超えることはできませんので、ご承知願います。

また、議会会議規則第55条の規定により、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができないこととされておりますので、ご注意願います。

初めに、議案第16号「令和6年度佐久広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」、質疑を行います。

順次、発言を許可します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水秀三郎） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第16号の質疑を終結いたします。

次に、議案第17号「令和6年度佐久広域消防特別会計歳入歳出決算認定について」、質疑を行います。

順次、発言を許可します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水秀三郎） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第17号の質疑を終結いたします。

次に、議案第18号「令和6年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。

順次、発言を許可します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水秀三郎） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第18号の質疑を終結いたします。

次に、議案第19号「令和6年度佐久広域救護施設特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。

順次、発言を許可します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水秀三郎） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第19号の質疑を終結いたします。

次に、議案第20号「令和7年度佐久広域連合一般会計補正予算（第1号）について」の質疑を行います。

順次、発言を許可します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水秀三郎） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第20号の質疑を終結いたします。

次に、議案第21号「令和7年度佐久広域消防特別会計補正予算（第2号）について」の質疑を行います。

順次、発言を許可します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水秀三郎） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第21号の質疑を終結いたします。

次に、議案第22号「令和7年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）について」の質疑を行います。

順次、発言を許可します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水秀三郎） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第22号の質疑を終結いたします。

次に、議案第23号「令和7年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第1号）について」の質疑を行います。

順次、発言を許可します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水秀三郎） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第23号の質疑を終結いたします。

次の議題は、地方自治法第117条の除斥に該当いたしますので、ここで、内堀喜代志議員の退席を求めます。

〔19番 内堀喜代志退席〕

○議長（清水秀三郎） 次に、議案第24号「佐久広域連合監査委員の選任について」の質疑を行います。

順次、発言を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水秀三郎） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第24号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第24号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水秀三郎） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号については、委員会の付託を省略することに決めます。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、ここで採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水秀三郎） ご異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案どおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水秀三郎） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号「佐久広域連合監査委員の選任について」は、原案のとおり同意されました。

内堀喜代志議員の入場を許します。

〔19番 内堀喜代志復席〕

◎日程第8 付託議案の委員長報告 質疑・討論・採決

○議長（清水秀三郎） 日程第8、議案の委員会付託を行います。

委員会付託につきましては、議会運営委員会でご協議願っておりますので、議案付託表どおり付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水秀三郎） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに決しました。

ここで、委員会審査のため休憩いたします。
再開は、委員会審査終了後次第といたします。
暫時、休憩いたします。

(午後 4時05分)

○議長（清水秀三郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 5時57分)

◎日程第9 付託議案の委員長報告

○議長（清水秀三郎） 日程第9、付託議案の委員長報告を行います。

初めに、総務委員会に付託した議案について、総務委員会委員長から報告願います。

1番、山浦総務委員会委員長。

〔総務委員会委員長 山浦利夫登壇〕

○総務委員会委員長（山浦利夫） 本定例会において、当委員会に付託されました議案について、その審査の結果をご報告申し上げます。

議員各位のお手元に配付されております委員会の審査報告書にありますとおり、議案第16号「令和6年度佐久広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」中、所管事項について、審査の結果、原案認定です。

次に、議案第17号「令和6年度佐久広域消防特別会計歳入歳出決算認定について」、審査の結果、原案認定です。

議案第20号「令和7年度佐久広域連合一般会計補正予算（第1号）について」、審査の結果、原案可決です。

議案第21号「令和7年度佐久広域消防特別会計補正予算（第2号）について」、審査の結果、原案可決です。

なお、いずれの議案も全会一致であったことを申し添えます。

以上で、総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（清水秀三郎） 総務委員会委員長から報告のありました4件を一括議題として、これより質疑に入ります。

順次、発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水秀三郎） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

〔総務委員会委員長 山浦利夫降壇〕

○議長（清水秀三郎） なお、議案第16号につきましては、各常任委員会委員長報告終了後、討論

採決いたしますので、承知願います。

これより、議案第17号、議案第20号、議案第21号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水秀三郎） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議案第17号「令和6年度佐久広域消防特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

総務委員会委員長の報告は、原案認定であります。

本案は、総務委員会委員長報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水秀三郎） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、総務委員会委員長報告どおり、認定されました。

次に、議案第20号「令和7年度佐久広域連合一般会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。

総務委員会委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、総務委員会委員長報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水秀三郎） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、総務委員会委員長報告どおり、可決されました。

次に、議案第21号「令和7年度佐久広域消防特別会計補正予算（第2号）について」を採決いたします。

総務委員会委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、総務委員会委員長報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水秀三郎） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、総務委員会委員長報告どおり、可決されました。

次に、経済建設保健衛生委員会に付託した議案について、経済建設保健衛生委員会委員長から報告願います。

11番、由井経済建設保健衛生委員会委員長。

〔経済建設保健衛生委員会委員長 由井秀樹登壇〕

○経済建設保健衛生委員会委員長（由井秀樹） 経済建設保健衛生委員会における審査結果をご報告申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託になりました議案は1件であります。

お手元に配付されております委員会審査報告書にありますとおり、議案第16号「令和6年度佐久広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」中、所管事項について、審査結果、原案認定。

なお、本議案は全会一致であったことを申し添えます。

以上で、経済建設保健衛生委員会委員長報告を終わります。

○議長（清水秀三郎） 経済建設保健衛生委員会委員長から報告がありました1件を一括議題として、これより質疑に入ります。

順次発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水秀三郎） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

〔経済建設保健衛生委員会委員長 由井秀樹降壇〕

○議長（清水秀三郎） 次に、社会文教委員会に付託した議案について、社会文教委員会委員長から報告願います。

9番、内藤社会文教委員会委員長。

〔社会文教委員会委員長 内藤祐子登壇〕

○社会文教委員会委員長（内藤祐子） 社会文教委員長報告を行います。

本委員会に付託されました議案について、以下のとおり審査の結果を報告します。

議案第16号「令和6年度佐久広域連合一般会計歳入歳出決算認定」中、所管事項について、原案認定。

議案第18号「令和6年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について」、原案認定。

議案第19号「令和6年度佐久広域救護施設特別会計歳入歳出決算認定について」、原案認定。

議案第22号「令和7年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）について」、原案可決。

議案第23号「令和7年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第1号）について」、原案可決。

いずれの議案も全会一致でありましたことを報告申し上げます。

以上です。

○議長（清水秀三郎） 社会文教委員会委員長から報告のありました5件を一括議題として、これより質疑に入ります。

順次、発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水秀三郎） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

〔社会文教委員会委員長 内藤祐子降壇〕

○議長（清水秀三郎） これより、議案第18号、議案第19号、議案第22号、議案第23号につ

いて討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水秀三郎） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議案第18号「令和6年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

社会文教委員会委員長の報告は、原案認定であります。

本案は、社会文教委員会委員長報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水秀三郎） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、社会文教委員会委員長報告どおり、認定されました。

次に、議案第19号「令和6年度佐久広域救護施設特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

社会文教委員会委員長の報告は、原案認定であります。

本案は、社会文教委員会委員長報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水秀三郎） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、社会文教委員会委員長報告どおり、認定されました。

次に、議案第22号「令和7年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）」についてを採決いたします。

社会文教委員会委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、社会文教委員会委員長報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水秀三郎） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、社会文教委員会委員長報告どおり、可決されました。

次に、議案第23号「令和7年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。

社会文教委員会委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、社会文教委員会委員長報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水秀三郎） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、社会文教委員会委員長報告どおり、可決されました。

これより、議案第16号について、討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水秀三郎） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議案第16号「令和6年度佐久広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

各常任委員会委員長の報告は、原案認定であります。

本案は、各常任委員会委員長報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水秀三郎） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、各常任委員会委員長報告どおり、認定されました。

以上で、各常任委員会に付託した議案は終了いたしました。

◎日程第10 閉会中の継続審査調査の件について

○議長（清水秀三郎） 日程第10、閉会中の継続審査調査の件についてを議題とします。

各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水秀三郎） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第11 閉会宣告

○議長（清水秀三郎） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

これをもって、令和7年佐久広域連合議会第3回定例会を閉会いたします。

ご苦労様ございました。

(午後 6時09分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

佐久広域連合

議 会 議 長 清 水 秀三郎

署 名 議 員 内 堀 喜代志

署 名 議 員 村 松 浩 喜